PPP/PFI推進に係る 最近の国の動向と内閣府の支援制度

令和5年度PPP/PFI推進首長会議



PPP/PFIの必要性

厳しい社会環境

①生産年齢人口の減少

⇒ 財政状況のひつ迫、行政職員の減少



②公共施設の老朽化

⇒ 改修需要の増大

日本の生産年齢人口(15~64歳)は、20年間で1,200万人減少し、 1年当たりの減少ペースは、2030年までの10年間は平均43万人、 2030年以降の10年間は平均86万人と、倍速になる見込み。

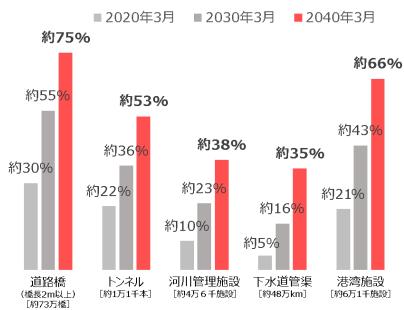
生産年齢人口の推計



出典:国立社会保障・人口問題研究所資料を基に作成

高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が一斉に 更新時期を迎えていく。

建設後50年以上経過する施設の割合



出典:国土交通省総合政策局資料

官と民が適切に連携を行うPPP/PFIにより、

- ①経済や財政の改革への貢献
- ②新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大
- ③地域の賑わいの創出や地域課題の解決

PPP(Public Private Partnership): 民間の力を公的サービスに有効活用する事業(指定管理者制度、包括的管理委託等)

PFI (Private Finance Initiative): PPP(官民連携事業)のうち、PFI法に基づく「民間資金等活用事業」

アクションプランによるPPP/PFIの推進

令和5年6月2日、総理を会長とし全大臣を委員とするPFI推進会議において、アクションプランを決定。

- ・令和4年度からの10年間で30兆円のPPP/PFIの事業規模の達成を目指す。
- ・重点13分野において、**10年間で合計575件**の事業件数ターゲットを設定。
- ・令和4年度からの5年間を重点実行期間として支援策を拡充・重点投入。



アクションプラン決定に当たっての総理発言

- ○新しい資本主義の中核となる官民連携の柱として PPP/PFIを強力に推進
- ○事業件数ターゲットを大幅に拡充(70件→575件)
- ○水分野の取組を強化*
- ○PPP/PFIを活用する**分野の拡大**(水力発電、自衛隊施設等)

*水道・下水道・工業用水道については、コンセッションに加え、 運営権を設定しない柔軟な官民連携方式を「ウォーターPPP」として推進

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)(令和5年6月2日PFI推進会議決定)

◆PPP/PFIは、公共の施設とサービスに民間の知恵と資金を活用する手法。

- •PPP···Public Private Partnership
- •PFI ···Private Finance Initiative

◆社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、

成長と分配の好循環を生み出すことに貢献するものであり、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱。

<PPP/PFIの効果>

公共のメリット・・・・・・財政健全化とインフラや公共サービスの維持向上の両立

民間事業者のメリット・・・新たな雇用や投資を伴うビジネス機会の拡大

住民のメリット・・・・・・地域課題を解決し活力ある地域経済社会の実現

関空・伊丹空港コンセッション



国土交诵省資料より引用

良質な公共サービスの提供と 民間のビジネス機会の創出

ののいち

石川県野々市市 図書館等複合施設



野々市市資料上り引用

にぎわいの創出など、活力ある 地域経済社会の実現 宮城県 上・エ・下水道一体コンセッション



宮城県HPより引用

事業費削減による財政健全化と 水道サービスの維持向上

- ◆令和4年度からの10年間で30兆円の事業規模目標の達成に向け、
 - PFIの質と量の両面からの充実を図るため、以下の柱で、アクションプランを改定。
 - 1. 事業件数10年ターゲットの設定
- 2. 新分野の開拓
- 3. PPP/PFI手法の進化・多様化

PPP/PFI推進アクションプラン(1.事業件数10年ターゲットの設定)

案件上積みを視野に、より長期的な視点での具体的な件数ターゲットが必要。

- ◆新たに、重点分野*において10年間で具体化を狙う事業件数10年ターゲットを設定。
- ◆ウォーターPPP等、多様な官民連携方式の導入等により案件形成の裾野拡大と加速化を強力に推進する。

*重点分野:空港、水道、下水道、道路、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)、文化・社会教育施設、大学施設、公園、MICE施設、公営住宅、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、公営水力発電、工業用水道

重点実行期間(令和4年度~令和8年度)

昨年 設定 5年件数目標

重点分野合計 70件

Fi合計 70件 / 💆

新たに設定

アクションプラン期間 10年(令和4年度~令和13年度) 事業件数10年ターゲット

重点分野合計 575件

(コンセッションを含む多様な官民連携)

■ ウォーターPPPの導入による水道分野での官民連携の加速



分野名	事業件数10年ターゲット 〈ウォーターPPP〉			
水道	100件			
下水道	100件			
工業用水道	25件			

<ウォーターPPP>

コンセッションの他、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式。

*地方公共団体等のニーズ: 例えば、民間企業への運営権の設定や民間企業による利用料金の収受までは 必要としないが、管理や更新を一体的に民間企業に委ねたい場合等。

PPP/PFI推進アクションプラン(2.新分野の開拓)

社会情勢やニーズの変化により、官民連携により更なるビジネス機会の拡大や活力ある地域づくり等が期待できる、 ポテンシャルのある分野が顕在化。

◆PFIの活用領域の拡大に向け、新分野の開拓、案件形成を図る。

①水力発電(ハイブリッドダム)

治水・利水ダムの水力発電設備の新設・増強を官民連携で実施



【発電設備の新設・増強】



【データセンター等を誘致し地域振興】

②スモールコンセッション

自治体が取得・所有する空き家等の既存ストックを活用した 小規模なコンセッション事業等









【町家群を宿泊施設として活用するコンセッション事業(岡山県津山市)】

③自衛隊施設

各駐屯地・基地等の集約化・再配置等でPPP/PFI活用推進



【現状施設の例(庁舎)】



【建替後のイメージ(庁舎)】

4道路

バスタやSA/PAに加え、下関北九州道路についてエリア単位で PFI活用可能性検討

⑤みなと緑地PPP

港湾緑地等で、民間施設の収益を緑地のリニューアル等に還元

⑥河川敷地PPP

河川敷地で民間投資を創出し、地域の活性化と河川管理の効率化

(7)漁港

漁港施設・水面の官民連携による活用推進

PPP/PFI推進アクションプラン(3. PPP/PFI手法の進化・多様化)

PFIを通じた地域経済社会の活性化に向けては、地域における多様な主体の参画と連携が効果的。

- ◆幅広い地方公共団体での普及に向けて、地域経済社会に多くのメリットをもたらす「ローカルPFI」の推進を図る。
 - <ローカルPFIの主な特長>
 - ①地域企業の参画・取引拡大・雇用機会創出、②地域産材の活用(資材、食材等)、③地域人材の育成
- ◆施設・分野を横断した地域全体の経営視点を持った新たな官民連携手法の推進を図る。

かんなみらょっ 静岡県函南町 道の駅

地域企業のネットワークを活用して、地域産品の出荷機会や雇用機会を創出する道の駅整備事業。

地域企業の参画地域企業が代表企業

来場者増 約2.4倍 (年間想定69万人→実績164万人)

売上増 5割程度増加 (対前年度比)

(隣接地に食品メーカーのテーマパークが進出し相乗効果を発揮)

地域雇用創出 ほぼ近隣在住者(4割が函南町)

歳出削減 約9%削減 (契約金額 約24億円)

【外観(飲食施設・防災倉庫等)】



【本道の駅を拠点とする地元アイドル】

山口県山陽小野田市 官民複合施設

複数の公共施設と民間収益施設を組み合わせた地域一帯の開発 を、地域企業が参画し実施。



【リーディング施設①】山陽小野田市HPより引用

新たな官民連携方式「ウォーターPPP」

- 〇水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4~R13)において、コンセッションに段階的に移行す るための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る。 「管理・更新一体マネジメント方式の要件]
 - ①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア
- ○国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。
- ○地方公共団体等のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、 農業水利施設を含めることも可能である。
- |○関係府省連携し、各分野における管理・更新一体マネジメント方式が円滑に運用されるよう、モデル事業形成支援を通じた詳細スキーム検 討やガイドライン、ひな形策定等の環境整備を進める。

ウォーターPPP 公共施設等運営事業(コンセッション) 「レベル4] 長期契約(10~20年) 性能発注 維持管理 修繕 更新工事 運営権(抵当権設定) 利用料金直接収受 上·工·下一体:1件(宮城県R4) 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、 下水道:3件 詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) に移行していくことも可能。 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)

管理・更新一体マネジメント方式 新設 [レベル3.5] 長期契約(原則10年)*1 性能発注*2 維持管理 修繕 【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM) *1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設 等運営事業に移行することとする。 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら 決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発 注」を徹底。

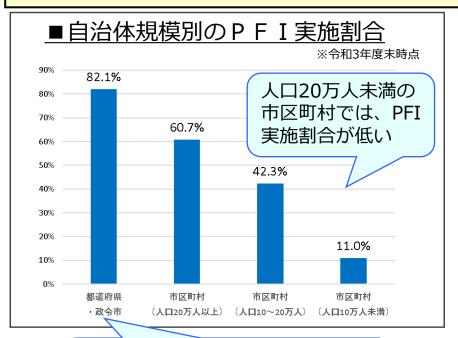
複数年度・複数業務による 民間委託 「レベル1~3] 短期契約(3~5年程度) 仕様発注•性能発注 維持管理 修繕

水道:1.400施設

下水道:552施設 工業用水道:19件

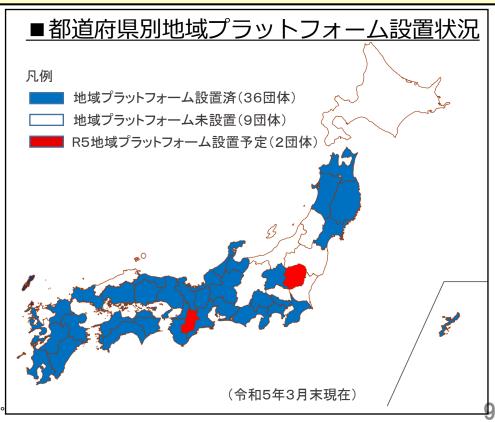
地域におけるPPP/PFI事業の活用拡大の方向性

- ◆<u>自治体のPFI実施状況には偏り</u>があることから、<u>事業規模30兆円の達成に向け</u>ては、<u>幅広い自治体の</u> <u>取組を促進</u>することが必要。
- ◆具体的には、主に<u>小規模自治体のPPP/PFI事業の活用促進を</u>図るため、以下の取組を実施。
 - ○地域プラットフォーム*1未設置の都道府県に対して、ヒアリング等を実施し、設置機運の醸成を図るとともに、設置意向のある地方公共団体における地域プラットフォームの形成・運営を支援。また、既設置の地域プラットフォームについても広域化等により機能を強化。
 - 〇優先的検討規程*2について、令和5年度末までに策定の目途が立っていない人口10万人以上の自治体に対して策定を促すとともに、策定意向のある小規模自治体の策定や実効性のある運用を支援。
 - 〇これらの取組により小規模自治体における案件形成の環境整備を行い、PPP/PFI事業の促進を図る。



現時点で9県・1政令市が未実施

- ※1 PPP/PFI導入に関する企業・金融機関・自治体等の連携の場。
- ※2 公共施設の整備等に際し、PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組み

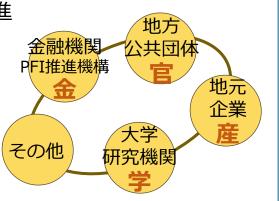


地域プラットフォーム

- 地域の行政、金融機関、企業、大学等の関係者が集い、PPP/PFI事業のノウハウ 取得や官民対話等の情報交換の場となる「地域プラットフォーム」を設置
 - ⇒地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上
 - ⇒地域の多様な事業分野の民間事業者の**企画力・提案力・事業推進力の向上や** その能力を活用した案件の形成を促進

地域プラットフォームの機能

- > 普及啓発・人材育成機能
- PPP/PFIの基礎的な内容や事例研究等についてセミナーを開催
- 自治体職員に対し、具体的な案件形成ができる人材育成を推進
- > 情報発信・官民対話機能
- ・具体のPPP/PFI候補案件について、行政からの情報提供 のうえ官民対話等を実施、事業化に向け次段階へ推進
- ・案件の市場性の有無、事業のアイデア
- ・民間事業者の参入意向や参入条件 等の意見聴取
- > 交流機能
- ・地元企業によるコンソーシアム組成を容易にする**異業種間のネットワークの構築**



内閣府、国土交通省で地域プラットフォームの形成、運用を支援

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者の P P P / P F I に対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、 P P P / P F I 事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

- ○要件
- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める等
- 〇次に掲げる機会を年1回以上提供
- ・参加者の P P P / P F I 事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意 見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- ○関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- ○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI 事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】

協定プラットフォーム 【地域の産官学金が結集】

- PPP/PFI事業のノウハウの普及
- 地方公共団体がその所在する都道府県内の民間 事業者等から意見を聴く等の官民対話の促進
- 地域の様々な事業分野の民間事業者等の 情報交換の促進

協定

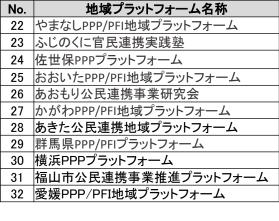
- ・職員等の講師派遣
- セミナー等の広報支援
- ・プラットフォームを通じた - PPP/PFI事業に関する - 企画、構想の事業化支援
- 所管省庁への支援照会

内閣府

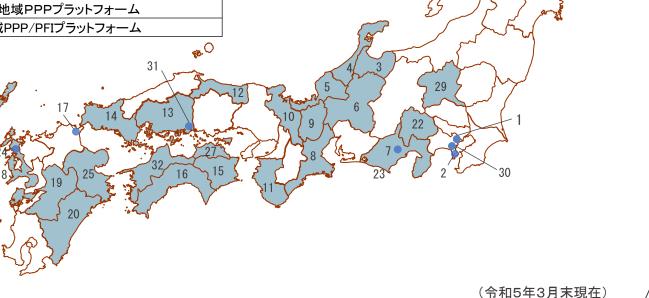
国土交通省

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度 協定先

No.	地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム



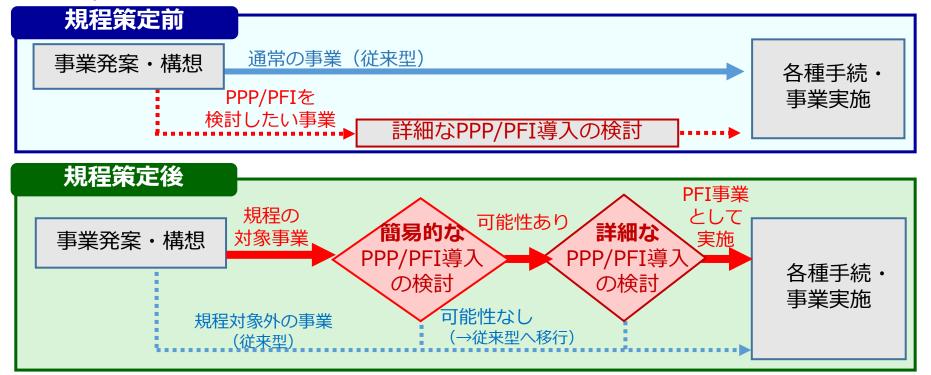
28



「優先的検討規程」について

1. 内容

●優先的検討規程とは、公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、 PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程。



2. 策定

- ●人口20万人以上の団体は速やかに、人口10万人以上20万人未満の団体は2023(R5)年度末までの策定を要請(内閣府・総務省通知:令和3年6月21日)
- ●人口20万人以上の団体における策定率は77.7%、人口10万人以上20万人未満の団体における策定率は20.3%(令和4年3月31日現在)であることから、規程の策定を再度要請(内閣府・総務省通知:令和5年7月24日)
- ●人口10万人以上の規定未策定団体を対象にアンケート調査を実施(内閣府:令和5年7月 25日)

PPP/PFI推進アクションプランの関連記載箇所

地域プラットフォームに関する記載

- 〇広域的な地域プラットフォーム形成・運営の好事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県 との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地 域プラットフォームの形成・運営を支援し、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。
- 〇特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進する。
- ○地域プラットフォーム運用マニュアルなど各種マニュアルの充実・活用により、特に人口20万人 未満の地方公共団体に対して、PPP/PFI導入の意義・必要性を喚起する。

優先的検討規程に関する記載

- 〇PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援。
- 〇優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までの策定を促す。特に、策定予定、策定中及び策定意向がある地方公共団体を除いた団体に対し、PPP/PFI事業への理解や規程策定の機運を向上させる取組を実施する。
- 〇これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和 6年度までに334団体とすることを目標とする。
- 〇また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。

地方公共団体等におけるPPP/PFIの促進 令和5年度予算額 121百万円

「PPP/PFI推進アクションプラン」に掲げられた地方公共団体等の機運醸成・ノウハウ蓄積を確実に推進するため、

- 1) PPP/PFIノウハウ取得や情報交換を行う場である「PPP/PFI地域プラットフォーム」の形成
- 2) 実効性のある優先的検討規程の策定・運用
- 3) 地域企業の能力の活用による地域ニーズに応えた協定プラットフォームによる事業化支援
- 4) 法律・税務等の高度専門家からの助言を活用した多様なPPP/PFI手法の確立など、地方公共団体のPPP/PFI案件形成促進に向けて、事業フェーズに応じた切れ目ない支援を図る。

1)地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援



2)協定プラットフォームによる事業化支援

地域プラットフォームにおける官民対話等の実施など、地域企業の能力を活用することにより、地域の課題解決や地域のニーズに応えるPPP/PFI案件の形成を支援

3)優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を従来手法に優先 して検討する規程を策定・運用して、 実際の事業を進捗させようという段 階を支援

4) 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間 提案の制度を活用する事業、指標連動方式による事業、身近な施設での事業、デジタ ル技術の実装事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、 金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

民間資金等活用事業調査費補助金

令和4年度補正予算額 150百万円

概要

公共施設等運営事業等※を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に 要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)における「類型I:公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)」、「類型Ⅱ:収益施設の併設・活用など 事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ:公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関 する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階 が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、 複数の省庁に所管がまたがる事業

(例) 公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と地域交流拠 点との複合施設、体育館と運動公園の整備、上下水道一体の管理等

■調査内容

- ○導入可能調査
- ・公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等 導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、 広域化等を検討
- ○デューディリジェンス

事業

立案

・公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業に ついて、資産、法務、財務等の状況を調査するもの

PPP/PFI 案件形成の 流れ

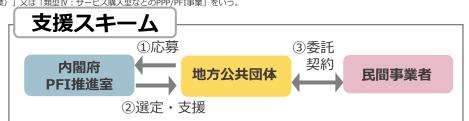
事業化検討 導入可能性調查 事業手法 デューディリ 決定 ジェンス

PPP/PFI 手続

事業 実施

■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討 を依頼する経費(委託費:原則1,000万円上限)



これまでの支援事例

宫城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水 道事業及び流域下水道事業への公共施設等 運営権制度の導入を検討する際に必要とな る調査ついて、本補助を活用して導入可能 性調査やデューディリジェンスを実施 (H28年)

仙塩流域下水道

仙塩工業用水道

山台閔工業用水道

〈事業経緯〉

- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結 公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始



現行体制モデル



コンセッションモデル (県が応募者に求めた最低条件)

6

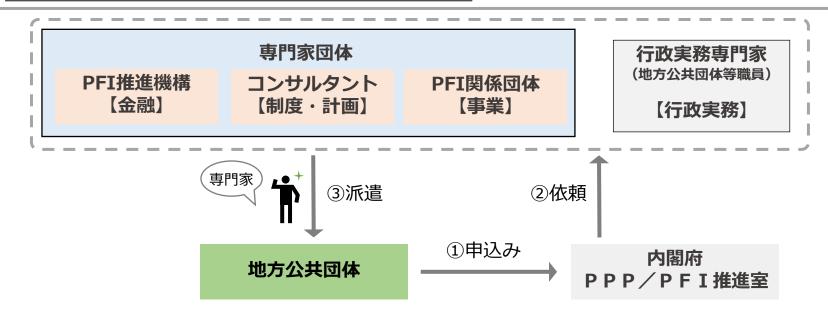
(出典) 宮城県HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ 専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和4年度末までに延べ383件。

【専門家派遣制度の概要】

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度(平成23年度より派遣開始)
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、<u>1回につき半日程度で派遣</u>(内容に応じて複数回の派遣も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成など、行政実務に関しての実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFI行政実務専門家」として、令和3年9月より派遣開始
- 令和4年7月から、金融・ファイナンスに関する専門家派遣要請に対応するため、機構職員の方を派遣。
- 通年で受付中、派遣費用(旅費、謝金)は内閣府が負担



PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します
連絡先:内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)

○問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・○○(例:学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・○○(例:温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

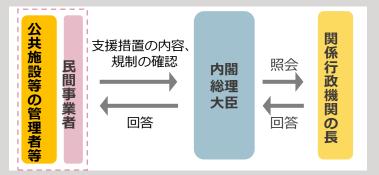
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家 及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係 行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PFI事業基礎データベースの公表(令和5年4月)

〇PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。 (令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。)



◆ English Q 検索財度 ∨広報・報道 ∨活動・白書等 ∨情報提供

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室) > 各種PFI情報 > PFI事業情報

PFI事業情報

PFI事業 基礎データベース

P.E.L.事業促進を目的として、情報を一元化し、「PFI事業 基礎データベース」を作成しました。

掲載している情報は、令和4年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施 主体から公表可能として情報提供等あったものです。

▶ PFI事業 基礎データベース(Excel形式:318KB) ■

データ項目(例)

- •事業分野
- •事業手法
- 事業スケジュール
- •事業者(代表企業、構成企業等)
- •契約金額
- •VFM 等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html



国による支援事業の公表(令和5年6月)

〇内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。 (※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。)



内閣府のみならす関係省庁のPPP/PFIに係る支援事業について更なる周知を図り PPP/PFIの導入促進と案件形成を一層促進する目的から、各府省の支援事業概要を横断 的に把握可能な「国による支援事業リスト」を作成しました。 積極的にご活用いただき、更 なるPPP/PFI導入と案件形成の促進に役立てていただければと存じます。 ※各支援事業については、通年で実施するもの、特定の時期に実施する、今年度当初予算 では計上されていないものがそれぞれありますので、各支援事業の詳細については担当府 省庁にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

- 1. 令和5年度 国による支援事業の概要(PDF形式:360KB) €
- 2. 令和5年度 国による支援事業リスト(Excel形式:40KB) ■

データ項目 (例)

- 支援対象
- ・支援対象とする事業段階
- · 支援内容(概要、補助率等)
- ・問合せ先等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html



					支援対象		支援対象とする事業段階						
	府省	府省庁	Ę	事業名等 ▼	支援対象者	事業分野/対象施設	全般 立刻		アドバイザリー	設計	建設	維持管理・ 運営 ▼	その他
1		内閣府	地域プラットフ	オーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	0				,		
	支援内容												
補助率等			概要	URL	[担当音	『署・課	電話番号 e-mail(任意)					
内閣府が費用を負担 ・地域ブラットフォーム		の形成や運営を支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_i	ndex.html	内閣府民間資金等 (PPP/PFI室)	等活用事業推進室	03-6257-1655			20			

民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構) 概要

PFI推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、PFI事業(ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。)に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)や案件形成のためのコンサルティングを実施。

所在地 設立

存続期間 資本金

代表取締役会長

代表取締役社長 役職員数

支援決定件数 支援決定金額

東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階

平成25年(2013年)10月7日(平成25年 P F I 法改正により設立)

令和14年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない(PFI法)

100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)

※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上 ※民間株主69社(うち49社が地域金融機関)

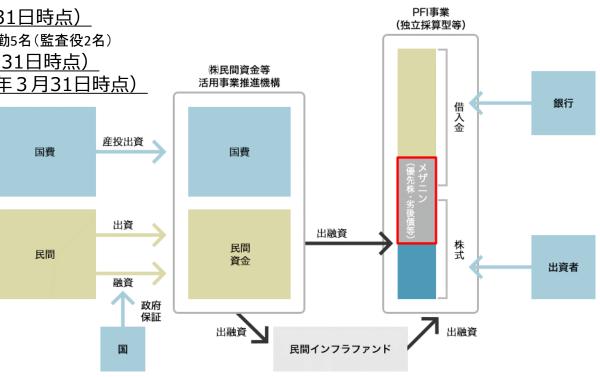
古賀 信行足立 慎一郎

<u>27名(令和5年3月31日時点)</u>

※ 役員は常勤2名、非常勤5名(監査役2名)

<u>56件(令和5年3月31日時点)</u>

1,380億円(令和5年3月31日時点)



ご清聴ありがとうございました。



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL: 03-6257-1655 FAX: 03-3581-9682

URL: http://www8.cao.go.jp/pfi/

